

国有林材の安定供給システムによる販売（立木販売）

平成27年度 立木のシステム販売の募集を次のとおり実施します。

[目的]

国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

立木のシステム販売については、森林管理局長が下記3に記載する需要者の要件を満たす者と国有林材の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等（森林管理署・森林管理署支署をいう。以下同じ）の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、公募により決定することとします。

1 協定締結期間 自 協定締結日 至 平成30年3月31日

2 販売物件の概要

別紙 物件一覧表のとおり（販売年度予定数量内訳、現地案内日時等を含む）

3 システム販売の対象とする需要者及びその要件

(1) 立木のシステム販売の対象とする需要者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならぬこととします。

- ① 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること
- ② 協定に基づき契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること
- ③ 社会保険等に加入していること
- ④ 買受希望数量（複数の物件に対し同時に申請する場合は、合計数量）に対して十分な生産、加工又は流通等の実績があること
- ⑤ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと
- ⑥ 製材工場等については、JAS認定工場であること（出荷製材品についてJAS規格が制定されている場合）

(2) 上記(1)の需要者は、次のア～エいずれかを満たすこととします。

- ア 九州森林管理局管内で素材生産を実施している者（以下「素材生産業者等」という。）であって、下記のイ～エいずれかの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者
- イ 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）であって、上記アの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者
- ウ 原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）であって、上記ア及びイの者と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者
- エ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）であって、上記ア及びイの者（自ら加工した製品を利用する場合は上記アの者）と協定を締結する者又は共同申し込みを行う者

4 企画提案書の要件

企画提案は、九州森林管理局長が定める『様式2：企画提案書』により行うこととし、その内容は次の①～⑧の各号のいずれか及び⑨に該当し、かつ該当する号に掲げる事項について、具体的取組内容を可能な限り定量的な数値指標を用いて記載しなければなりません。

- ① 原木や製品の生産・流通にかかるコストの縮減を図るもの
- ② 原木や製品の付加価値の向上を図るもの
- ③ 森林資源の有効利用を図るもの
- ④ 国産材の新規需要開拓を図るもの
- ⑤ 地域の林業・木材産業への貢献を図るもの
- ⑥ 製材工場等と製材品需要者、または素材生産業者等から製材品需要者までの者が連携することにより、最終製品の生産に必要な製品又は原木の効率的な生産や流通を図るもの
- ⑦ 事業体等の経営の安定を図るもの
- ⑧ 伐採跡地の崩壊、流出の防止、森林土壌や保残木等の保全等森林生態系のかく乱を最小限に抑えるなど自然環境への配慮、保全を積極的に図るもの
- ⑨ 最終製品価格等を勘案して適切な買取価格を提案するもの

5 申請書の提出

- (1) 『様式1：申請書』に必要事項を記入し、申請書に記してある必要書類を添付の上、**当該物件を管轄する森林管理署長等を経由し**九州森林管理局長宛に申請して下さい。
- (2) 申請区分毎に『様式2：企画提案書』を作成し申請書に添付して下さい。
なお、申請書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）の内容を確認の上、誓約したことと見なします。なお、添付された暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合、協定を解除することがあります。
- (3) 協定締結時における協定価格の検討過程について、『買受を希望する林産物の価格検討表（立木）』（企画提案書の別添3）を作成し必ず添付して下さい。

6 申請期限 平成27年 9月4日（金）17時必着 まで

7 申請に係る提出書類

- ① 国有林材の安定供給システム申請書（様式1：申請書）
- ② 社会保険の加入状況
- ③ 保有する資格 【一般競争参加資格 ・ J A S 認定工場 ・ 森林認証】
- ④ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、その3の2若しくはその3の3）の写し
- ⑥ 企画提案書（様式2：企画提案書）※別添1、2、3を含む。
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）

8 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 審査は、（別添）「審査基準」に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適当と認められる需要者（以下「協定予定者」という。）を選定します。
- (2) 申請書及び企画提案書の審査にあたっては、以下の項目について評価・採点を行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件（前記3（2）の要件）を全て満たしているか。（一つでも満たしていない場合は、協定予定者として選定できないこととします。）

イ 加点項目

- ① 評価項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与します。
- ② 加算点については最低限20点を必要とし、それを下回る場合は、協定予定者として選定できないこととします。
- ② 後記9（9）の「実行結果の報告」に基づき、検証を行った結果、協定を締結した需要者（以下「協定者」という。）の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合であって、その対象とする協定の協定期間終了後最初に実施するシステム販売の公告に対して同一の者が申請した場合は、加算点から減点を行うこととし、その配点は－10点とします。

- (3) 九州森林管理局長は、審査の結果、点数が上位の者から協定予定者を選定します。
なお、応募があった物件でも、適切な協定予定者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。

9 協定締結に当たっての留意事項

- (1) 九州森林管理局長は、協定予定者に対し、協定価格案その他必要な条件を提示します。

- (2) 九州森林管理局長は、上記（1）の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に【別紙】協定書（案）により、協定を締結するものとします。

(3) 目的外処分の制限

協定者が買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことを制限します。

(4) 協定の解除

九州森林管理局長は、次の一に該当する場合は、協定を解除することがあります。

ア 協定相手が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき

イ 協定相手が協定期間中に上記3に定める要件を失ったとき

(5) 損害賠償

上記（4）により協定を解除した場合、協定相手はその解除によって生ずる損害賠償請求をできないものとします。

(6) 企画提案及び協定価格等の公表等

九州森林管理局長は、協定者の企画提案並びに協定提案価格及び数量等を原則公表することとします。

(7) 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

ア 九州森林管理局長は、本システム販売の物件に係る売買契約書に、「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。」と明記します。（合法材証明）

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めることとします。

ウ 木質バイオマス証明については、これをもとに、買受者が任意様式等に売買契約書

の写しを添付し証明を実施することとなります。【「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁）参照】

(8) 協定期間が複数年にわたることから、次年度以降の年度別事業計画、買受希望価格検討表（企画提案書：別添3）については、各年度当初に九州森林管理局長に提出することとします。

(9) 実行結果の報告

協定者は、協定期間の終了後、国有林材の安定供給システムに係る結果報告書『様式3：結果報告』により、企画提案した取組内容の実施結果を九州森林管理局長に報告することとします。

(10) 販売契約は、森林管理署長等と売買契約を締結していただきます。

10 その他

本システム販売の概要、需要者の要件及び審査の視点等については、別添「補足資料」を参照してください。

11 問い合わせ先

九州森林管理局 森林整備部 資源活用課

電話：096-328-3671

担当： 前田・井

平成27年7月31日

熊本市西区京町本丁2番7号
九州森林管理局長